

北上市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

北上市スポーツ施設条例（平成3年北上市条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
(名称及び位置)	(名称及び位置)																																				
第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																																				
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>北上市民黒岩スポーツ交流館</td><td>[略]</td></tr><tr><td>北上市民稲瀬スポーツ交流館</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		北上市民黒岩スポーツ交流館	[略]	北上市民稲瀬スポーツ交流館	[略]	[略]		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>北上市民黒岩スポーツ交流館</td><td>[略]</td></tr><tr><td>北上市民口内スポーツ交流館</td><td>北上市口内町新町138番地2</td></tr><tr><td>北上市民稲瀬スポーツ交流館</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		北上市民黒岩スポーツ交流館	[略]	北上市民口内スポーツ交流館	北上市口内町新町138番地2	北上市民稲瀬スポーツ交流館	[略]	[略]															
名称	位置																																				
[略]																																					
北上市民黒岩スポーツ交流館	[略]																																				
北上市民稲瀬スポーツ交流館	[略]																																				
[略]																																					
名称	位置																																				
[略]																																					
北上市民黒岩スポーツ交流館	[略]																																				
北上市民口内スポーツ交流館	北上市口内町新町138番地2																																				
北上市民稲瀬スポーツ交流館	[略]																																				
[略]																																					
2 [略]	2 [略]																																				
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）																																				
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>使用期間</th><th>使用時間</th><th>摘要</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>北上市民黒岩スポーツ交流館</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>北上市民稲瀬スポーツ交流館</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	使用期間	使用時間	摘要	[略]				北上市民黒岩スポーツ交流館	[略]			北上市民稲瀬スポーツ交流館	[略]			<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>使用期間</th><th>使用時間</th><th>摘要</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>北上市民黒岩スポーツ交流館</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>北上市民口内スポーツ交流館</td><td>年間</td><td>午前9時から 午後9時まで</td><td></td></tr><tr><td>北上市民稲瀬スポーツ交流館</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	使用期間	使用時間	摘要	[略]				北上市民黒岩スポーツ交流館	[略]			北上市民口内スポーツ交流館	年間	午前9時から 午後9時まで		北上市民稲瀬スポーツ交流館	[略]		
名称	使用期間	使用時間	摘要																																		
[略]																																					
北上市民黒岩スポーツ交流館	[略]																																				
北上市民稲瀬スポーツ交流館	[略]																																				
名称	使用期間	使用時間	摘要																																		
[略]																																					
北上市民黒岩スポーツ交流館	[略]																																				
北上市民口内スポーツ交流館	年間	午前9時から 午後9時まで																																			
北上市民稲瀬スポーツ交流館	[略]																																				

北上市民相去体育館	年間	午前 9 時から <u>午後 10 時まで</u>	
[略]			
北上市多目的催事場	年間	午前 9 時から <u>午後 10 時まで</u>	
[略]			

別表第 2 (第 4 条関係)

名称	休館日
[略]	[略]
北上市民黒岩スポーツ交流館	
北上市民稲瀬スポーツ交流館	
[略]	
[略]	

別表第 3 (第10条関係)

名称	種別	単位	区分	使用料	摘要
[略]					
北上市民黒 岩スポーツ 交流館	[略]				

北上市民相去体育館	年間	午前 9 時から <u>午後 9 時まで</u>	
[略]			
北上市多目的催事場	年間	午前 9 時から <u>午後 9 時まで</u>	
[略]			

別表第 2 (第 4 条関係)

名称	休館日
[略]	[略]
北上市民黒岩スポーツ交流館	
北上市民口内スポーツ交流館	
北上市民稲瀬スポーツ交流館	
[略]	
[略]	

別表第 3 (第10条関係)

名称	種別	単位	区分	使用料	摘要
[略]					
北上市民黒 岩スポーツ 交流館	[略]				
北上市民口 内スポーツ 交流館	競技場	1 面 1 時間 までごとに	高校生以下 一般	170 570	

北上市民稲瀬スポーツ交流館	[略]	
[略]		
北上市民江釣子体育館	競技場	[略]
江釣子勤労者体育センター	[略]	
[略]		
[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。		

北上市民稲瀬スポーツ交流館	[略]	
[略]		
北上市民江釣子体育館	競技場	[略]
	柔道場	1面1時間 までごとに
		高校生以下 一般
江釣子勤労者体育センター	[略]	
[略]		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(準備行為)
- この条例による改正後の北上市スポーツ施設条例（以下「新条例」という。）に規定する北上市民口内スポーツ交流館に係る使用許可は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
(経過措置)
- 北上市民口内スポーツ交流館に係る新条例第16条の指定管理者の指定等の規定は、令和8年度は適用しない。

令和8年2月19日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上市民口内スポーツ交流館を設置するほか、所要の改正をしようとするものである。